

介護保険サービス利用に伴う自己負担額のシステム不具合による算定誤りについて

介護保険サービス利用者のうち、公費負担医療対象者の高額介護サービス費（以下「サービス費」という。）の算定に誤りがあることが判明しました。

本件につきまして、関係する市民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

1 概要

介護保険制度では、介護保険サービスを利用し、その自己負担額が高額になった場合に自己負担額を軽減するため、サービス費を支給しています。

サービス費は、本市の基幹システムの一部である保険年金システム及び神奈川県国民健康保険団体連合会のシステム（以下「システム」という。）により、それぞれ算定し、整合を図っていますが、公費負担医療対象者のサービス費を算定する際に、公費負担医療支給額を控除し、なお利用者負担額が残る場合は、その利用者負担額を自己負担額に含めるべきところを含めずに算定していたことから、支給すべきサービス費に不足が生じていました。

本事象につきましては、令和3年12月末に国から通知を受け、サービス費の算定に関する確認作業を行ったところ、システム上の不具合が判明したものです。

なお、本市が導入しているシステムのみならず、他のシステムを導入している複数の自治体においても同様の事象が生じています。

2 追加支給対象

- (1) 対象者数 約100名
- (2) 金額 約1,000,000円
- (3) 対象期間 令和2年2月利用分から令和3年12月利用分まで

3 原因

サービス費は、システムのデータを突合し、整合が図られていることは確認していたものの、それぞれの仕様の確認までは行っていなかったことによるものです。

4 今後の対応

該当する方に対しまして、おわびの通知を発送するとともに、過小算定となっているサービス費の支給額を追加支給します。

問合せ先

介護保険課

直通電話 042(707)7058

対応責任者 八鍬